

m i n e o 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款

(掲 示 約 款)

平 成 2 9 年 1 1 月 1 0 日 現 在

株 式 会 社 ケ イ ・ オ プ テ ィ コ ム

目 次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第4条 通話以外の通信の取り扱い	
第2章 mineo通信サービスの種類	9
第5条 mineo通信サービスの種類	
第3章 契約	10
第6条 契約の単位	
第7条 契約申込の方法	
第8条 契約者の氏名などの変更の届出	
第9条 契約者暗証番号	
第10条 契約申込の承諾	
第11条 mineo契約者の契約者確認の取り扱い	
第12条 契約者識別番号	
第13条 mineo通信サービスの利用の一時中断	
第14条 利用権の譲渡の禁止	
第15条 mineo契約者が行う契約の解除	
第16条 当社が行う契約の解除	
第17条 その他の提供条件	
第4章 付加機能	13
第18条 付加機能の提供	
第19条 付加機能の廃止	
第20条 mineo通信サービスの利用の一時中断があった場合の取り扱い	
第21条 地位の承継があった場合の取り扱い	
第5章 SIMカードの貸与等	14
第22条 SIMカードの貸与	
第23条 契約者識別番号その他の情報の登録など	
第24条 SIMカードの情報消去および返還	
第25条 SIMカードの管理責任	
第26条 SIMカード暗証番号	

第6章 利用中止および利用停止	16
-----------------------	----

第27条 利用中止

第28条 利用停止

第7章 通信	18
--------------	----

第29条 通信の種類

第30条 電波伝播条件による通信場所の制約

第31条 相互接続に伴う通信

第32条 国際通話の取り扱い

第33条 外国における取り扱い制限

第34条 通信利用の制限

第35条 通信の利用を制限する措置

第36条 同上

第37条 同上

第8章 料金など	21
----------------	----

第1節 料金および工事に関する費用

第38条 料金および工事に関する費用

第2節 料金などの支払義務

第39条 基本使用料および付加機能利用料の支払義務

第40条 通話料の支払義務

第41条 削除

第42条 手続きに関する料金の支払義務

第43条 ユニバーサルサービス料の支払義務

第44条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算および支払い

第45条 料金の計算および支払い

第4節 預託金

第46条 預託金

第5節 割増金および延滞利息

第47条 割増金

第 48 条 延滞利息

第 6 節 相互接続通信の料金の取り扱い

第 49 条 相互接続通信の料金の取り扱い

第 9 章 保守 24

第 50 条 契約者の維持責任

第 51 条 契約者の切分責任

第 52 条 修理または復旧

第 53 条 修理または復旧の場合の暫定措置

第 10 章 損害賠償 26

第 54 条 責任の制限

第 55 条 免責

第 11 章 雑則 28

第 56 条 発信者番号通知

第 57 条 緊急通報に係る情報通知

第 58 条 承諾の限界

第 59 条 利用に係る契約者の義務

第 59 条の 2 利用者登録

第 60 条 契約者に係る情報の利用

第 61 条 電気通信事業者への情報の通知

第 62 条 電話番号案内

第 63 条 電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等

第 64 条 法令に規定する事項

第 65 条 専属的合意管轄裁判所

第 66 条 準拠法

第 67 条 サービスの終了

第 68 条 eoID の提供

料金表 32

通則

第 1 表 料金

第 1 基本使用料

第 2 付加機能利用料

第 3 通話料

第 4 手続きに関する料金

第5 ユニバーサルサービス料

第6 携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金

第2表 工事費

別表1 付加機能 54

別表2 削除

別表3 削除

別 記 63

附 則 76

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、mineo 通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより mineo 通信サービスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、別記 2 に定めるところにより mineo 通信サービスに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
5 データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7 データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
8 mineo 通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス
9 mineo 通信サービス取扱所	mineo 通信サービスに関する業務を行う事業所
10 mineo 契約	当社から mineo 通信サービスの提供を受けるための契約
11 mineo 契約者	当社と mineo 契約を締結している者
12 協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）
13 外国事業者	特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社 NTT ドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第 40 条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および株式会社 NTT ドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者
14 特定携帯電話事業者	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社 NTT ドコモ
15 LTE 約款	特定携帯電話事業者（KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）の au（LTE）通信サービス契約約款

16	W I N約款	特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）の a u （W I N）通信サービス契約約款
17	a u （L T E）通信サービス	特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）の L T E約款に定める a u （L T E）通信サービス
18	a u （W I N）通信サービス	特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）の W I N約款に定める a u （W I N）通信サービス
19	F O M A約款	特定携帯電話事業者（株式会社 N T T ドコモに限ります。）のドコモ F O M Aサービス契約約款
20	X i 約款	特定携帯電話事業者（株式会社 N T T ドコモに限ります。）のドコモ X i サービス契約約款
21	ドコモ F O M A通信サービス	特定携帯電話事業者（株式会社 N T T ドコモに限ります。）の F O M A約款に定めるドコモ F O M A通信サービス
22	ドコモ X i 通信サービス	特定携帯電話事業者（株式会社 N T T ドコモに限ります。）の X i 約款に定めるドコモ X i 通信サービス
23	加入電話サービス	電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（I P 電話サービスを除きます。）
24	I P 電話サービス	電気通信番号規則第 9 条第 1 号または第 10 条第 2 号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（別記 25 に定めるものを除きます。）
25	中継サービス	電気通信番号規則第 5 条または第 10 条第 3 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
26	携帯電話サービス	電気通信番号規則第 9 条第 3 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
27	P H S サービス	電気通信番号規則第 9 条第 4 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
28	加入電話事業者	特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社および株式会社 N T T ドコモに限ります。）または加入電話サービスを提供する協定事業者
29	I P 電話事業者	特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社および株式会社 N T T ドコモに限ります。）または I P 電話サービスを提供する協定事業者
30	中継事業者	特定携帯電話事業者（KDD I 株式会社および株式会社 N T T ドコモに限ります。）または中継サービスを提供する協定事業者
31	携帯電話事業者	特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者
32	P H S 事業者	P H S サービスを提供する協定事業者
33	移動無線装置	m i n e o 契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用される無線送受信装置
34	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
35	S I Mカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が m i n e o 通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
36	a u I Cカード	S I Mカードのうち、当社が m i n e o 通信サービス（Aプラン）の提供のために契約者に貸与するもの
37	ドコモ U I Mカード	S I Mカードのうち、当社が m i n e o 通信サービス（Dプラン）の提供のために契約者に貸与するもの

38 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器
39 当社端末機器	当社が別に定めるところにより売り切りをする端末機器
40 自営端末機器	当社端末機器以外の端末機器
41 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
42 契約者回線	m i n e o 契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備と m i n e o 契約者が指定する移動無線装置 との間に設定される電気通信回線
43 他網契約者回線	m i n e o 通信サービス、特定携帯電話事業者の a u (L T E) 通信サービスおよびドコモ X i 通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線（当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）であって、W I N 契約者回線（特定携帯電話事業者の W I N 約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。）および F O M A 契約者回線以外のもの
44 他網公衆電話	特定携帯電話事業者（K D D I 株式会社および株式会社 N T T ドコモに限ります。）または協定事業者が該当その他場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス
45 K D D I 相互接続点	K D D I 株式会社が L T E 約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（a u (W I N) 通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備と a u (L T E) 通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
46 N T T ドコモ相互接続点	株式会社 N T T ドコモが X i 約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（ドコモ F O M A 通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とドコモ X i 通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
47 他社相互接続点	当社または特定携帯電話事業者（K D D I 株式会社および株式会社 N T T ドコモに限ります。）と当社以外または特定携帯電話事業者（K D D I 株式会社および株式会社 N T T ドコモに限ります。）以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点。
48 契約者回線など	（1）契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 （2）相互接続点
49 契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
50 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
51 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
52 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(通話以外の通信の取り扱い)

第4条 mineo通信サービスを利用して行う通話以外の通信（データ通信を除きます。）は、これを通話とみなして取り扱います。

第2章 mineo通信サービスの種類

(mineo通信サービスの種類)

第5条 mineo通信サービスには、料金表第1表(料金)に規定する種類があります。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のmineo契約を締結します。この場合、契約者は、1のmineo契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第7条 mineo契約の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。

2 前項の申し込みは、満18歳以上の個人に限り可能です。ただし、月間通信量制限プレミアムコースの申し込み、または法人の申し込みにおいては、当社が別に定める方法によります。

3 mineo契約者から以下の各号に定める契約変更を行いたい旨の申出があったときは、そのmineo契約の申し込みについて第1項の申し込みがあったものとみなして取り扱います。(必要に応じて、当社所定の契約申込書および当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただくことがあります。)この場合の申込事項については、そのmineo契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているmineo通信サービスに準じて取り扱います。

(1) 当社が別に定める態様により、mineo契約を解除すると同時に新たにmineo契約を締結する場合

(2) (1)を除く契約内容の変更の場合

4 前項第1号の申出があったときは、当社は、現に提供しているmineo契約の解除について、第15条(mineo契約者が行う契約の解除)の規定の通知があったものとみなして取り扱います。

5 前2項の取扱はM2MアクセスまたはM2Mアクセス以外のもので固定IPもしくはVPN-SIMを利用するタイプである場合を除きます。

(契約者の氏名などの変更の届出)

第8条 mineo契約者は、氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにmineo通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(契約者暗証番号)

第9条 mineo契約の申し込みをするときは、当社が別に定める方法により、その1のmineo契約に係る契約者を識別するための暗証番号(以下「契約者暗証番号」といいます。)を登録していただきます。

2 mineo契約者は、前項の規定により登録した契約者暗証番号については、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

3 当社は、mineo契約者以外の者が第1項の規定により登録された契約者暗証番号を使用した場合、そのmineo契約者が使用したものとみなして取り扱います。

(契約申込の承諾)

第10条 当社は、mineo契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って当社が別に定める照査基準に基づき承諾します。

- 2 mineo契約は、当社が承諾した時点をもって成立するものとします。なお、当社はmineo契約者に所定の方法により承諾の成立を速やかに通知します。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
- 4 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) mineo契約の申し込みをした者がmineo通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第7条（契約申込の方法）に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。
 - (3) mineo契約の申し込みをした者が、第28条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、mineo通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはmineo契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) mineo契約の申し込みをした者が、当社が提供するmineo通信サービス以外のサービスの利用を停止されたことがあるまたはmineo通信サービス以外のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第59条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 個人の申し込みにおいて、mineo契約の申し込みをした者の当社と締結している他のmineo契約の数の合計が5以上であるとき。
 - (7) 申込者が指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
 - (8) mineo契約の申し込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。）を貸与したものと当社が認めたとき。
 - (9) M2MアクセスまたはM2Mアクセス以外のもので固定IPもしくはVPN-SIMを利用するタイプを申込した者が、法人（当社が法人と認めたもの）でないとき。
 - (10) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（mineo契約者の契約者確認の取り扱い）

第11条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、mineo契約者に対して、契約者確認（同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合においては、mineo契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（契約者識別番号）

第12条 mineo通信サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。なお、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、mineo通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 当社は、mineoの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをmineo契約者に通知します。

（mineo通信サービスの利用の一時中断）

第13条 当社は、mineo契約者から当社所定の方法により請求があったときは、mineo通信サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくmineo通信サービ

を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用権の譲渡の禁止)

第 14 条 mineo 通信サービスに係る利用権 (mineo 契約者が mineo 契約に基づいて mineo 通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)は譲渡することができません。ただし、当社が事前に承諾した場合を除きます。

(mineo 契約者が行う契約の解除)

第 15 条 mineo 契約者は、mineo 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ mineo 通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第 16 条 当社は、第 28 条 (利用停止) の規定により mineo 通信サービスの利用を停止された mineo 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その mineo 契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、mineo 契約者が第 28 条 (利用停止) 各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、mineo 通信サービスの利用停止をしないでその mineo 契約を解除することがあります。

3 当社は、mineo 契約者が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたときは、その mineo 契約を解除するものとします。

4 前 3 項の規定にかかわらず、当社は、mineo 契約者について、破産法または民事再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその mineo 契約を解除します。

(注) 当社は、本条第 1 項または第 2 項の規定により、その mineo 契約を解除しようとするときは、あらかじめ mineo 契約者にそのことを通知します。ただし、別記 17 の (2)、(4)、(21) または (25) に該当する場合はこの限りではない。

(その他の提供条件)

第 17 条 mineo 契約に関するその他の提供条件については、別記 3、4 に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、mineo契約者から付加機能の利用の請求があったときは、別表1に規定する付加機能を提供します。

2 当社は、mineo契約者から請求があったときは、前項に規定する付加機能の変更を行います。

3 別表1に基づき提供する付加機能のうち、別記29に定める機能については、第1項の規定にかかわらず、それぞれmineo契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

4 第1項および第2項ならびに第3項の請求があったときは、当社は、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止)

第19条 当社は、その付加機能の提供を受けているmineo契約者から、mineo契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったときは、付加機能を廃止します。

(mineo通信サービスの利用の一時中断があった場合の取り扱い)

第20条 当社は、mineo通信サービスの利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

(地位の承継があった場合の取り扱い)

第21条 当社は、付加機能を提供している契約者回線について、mineo契約者の地位の承継があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、その付加機能を廃止します。

第5章 SIMカードの貸与等

(SIMカードの貸与)

第22条 当社は、mineo契約者に対し、SIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1のmineo契約につき1とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをmineo契約者に通知します。

(契約者識別番号その他の情報の登録など)

第23条 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) SIMカードを貸与するとき。

(2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けている契約者から、そのSIMカードへの契約者識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第12条(契約者識別番号)第2項または第53条(修理または復旧の場合の暫定措置)の規定により契約者識別番号を変更する場合は、契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(SIMカードの情報消去および返還)

第24条 当社は、次の場合には、当社のmineo契約者に貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのSIMカードの貸与に係るmineo契約の解除があったとき。

(2) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。

2 当社のauICカードの貸与を受けているmineo契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのauICカードに切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。

3 前項の規定によるほか、第22条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がauICカードの変更を行った場合、mineo契約者は、変更前のauICカードに切れ込みを入れ、これを破棄していただきます。

4 当社のドコモUIMカードの貸与を受けているmineo契約者は、第1項の各号に該当する場合、そのドコモUIMカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するmineo通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。なお、mineo契約者がドコモUIMカードを当社に返還する際にmineo契約者の私物(以下「契約者私物」といいます。)が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから1カ月以内にmineo契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。(ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。)

5 前項の規定によるほか、第22条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がドコモUIMカードの変更を行った場合、mineo契約者は、変更前のドコモUIMカードを返還するものとします。

(SIMカードの管理責任)

第25条 当社のSIMカードの貸与を受けているmineo契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 当社のSIMカードの貸与を受けているmineo契約者は、SIMカードについて盗難にあった

場合、紛失した場合または毀損、自然故障した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けているmineo契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損、自然故障に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。

(SIMカード暗証番号)

第26条 mineo契約者は、当社が別に定める方法により、SIMカードに、SIMカード暗証番号(そのSIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録することができます。この場合において、当社からそのSIMカードの貸与を受けているmineo契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのmineo契約者が登録を行ったものとみなします。

2 mineo契約者は、SIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、mineo通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 特定のmineo契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第34条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるmineo通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にmineo通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3 当社は、本条の規定によりmineo通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第28条 当社は、mineo契約者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間（mineo通信サービスの料金その他の債務を支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、第3号または第5号の規定に該当するときは、当社がmineo契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのmineo通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後を支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) mineo通信サービスに係る契約の申し込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 別記3若しくは4の規定に違反したとき、または別記3若しくは4の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) mineo契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のmineo通信サービスに係る料金その他の債務またはmineo契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第11条（mineo契約者の契約者確認の取り扱い）（第17条（その他の提供条件）において準用する場合を含みます。）の規定に違反したとき。
- (6) mineo契約者がそのmineo通信サービスまたは当社と契約を締結している他のmineo通信サービスの利用において第59条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (7) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (8) 別記5若しくは6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等（別記7に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取り

やめなかったとき。

(9) 別記 8、9、10 または 11 の規定に違反したとき。

(10) 第 46 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(11) 支払手段として指定されているクレジットカードを使用することができなくなったとき。

2 当社は、本条の規定によりmineo通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間をそのmineo契約者に通知します。ただし、本条第6号の規定により、mineo通信サービスの利用を停止する場合（次の各号に掲げる場合に限りです。）であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(ア) 第 59 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 3 号の規定に違反する場合

(イ) 第 59 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 5 号の規定に違反する場合（専ら別記 18 の規定に基づく場合を除きます。）

第7章 通信

(通信の種類)

第29条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	2以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

種類	内容
1 通常通話	2以外の通信
2 国際通話	m i n e o通信サービスを使用して本邦と外国（当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。）およびインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。）との間で行う通話

3 国際通話は、m i n e o通信サービス（デュアルタイプに限ります。）のm i n e o契約者回線からの通話に限り行うことができます。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第30条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第31条 K D D I相互接続点およびN T Tドコモ相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者（K D D I株式会社および株式会社N T Tドコモに限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。

2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき当社または特定携帯電話事業者（K D D I株式会社および株式会社N T Tドコモに限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するm i n e o通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

(国際通話の取り扱い)

第32条 国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

2 当社は、m i n e o契約者から請求があったときは、国際通話利用規制（その契約者回線から国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(外国における取り扱い制限)

第33条 国際通話の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(通信利用の制限)

第 34 条 当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機関に提供している m i n e o 通信サービス（当社または特定携帯電話事業者がこれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 12 の基準に該当する新聞社などの機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

(通信の利用を制限する措置)

第 35 条 前条の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者は、m i n e o 契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が m i n e o 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する当社の m i n e o 通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) m i n e o 契約者が別記 17 に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

2 当社または特定携帯電話事業者は、前項の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、圧縮その他 m i n e o 通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第36条 当社は、前2条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備（特定携帯電話事業者の電気通信設備を含みます。）に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第37条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載するWebサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、mineo契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条第1項および第2項の規定によりmineo契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(注) 本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

(注) 本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

第8章 料金など

第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第38条 mineo通信サービスの料金は、料金表第1表(mineo通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料および携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金とします。

2 mineo通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金などの支払義務

(基本使用料および付加機能利用料の支払義務)

第39条 mineo契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)および第2(付加機能利用料)に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断などによりmineo通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、mineo通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのmineo通信サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのmineo通信サービスについての基本使用料

3 前項の規定にかかわらず、mineo契約者は、別表1(付加機能)11欄に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第1表第2(付加機能利用料)に規定する料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

(注)基本使用料および付加機能利用料の日割りにについては、料金表通則に定めるところによります。

(通話料の支払義務)

第40条 mineo契約者は、その契約者回線からの通話(その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。)について、別記13の規定により測定した通話時間または送信回数と料金表第1表第3(通話料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

- 2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第 49 条（相互接続通信の料金の取り扱い）に規定するところによります。
- 3 mineo 契約者は、通話料について、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記 15 に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

第 41 条 削除

（手続きに関する料金の支払義務）

第 42 条 mineo 契約者は、mineo 契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき、もしくは料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときは、料金表第 1 表第 4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 43 条 mineo 契約者は、料金表第 1 表第 5（ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

- 2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

（工事費の支払義務）

第 44 条 mineo 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取り消し（以下この条において「解除など」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除などがあった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除などがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第 3 節 料金の計算および支払い

（料金の計算および支払い）

第 45 条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第46条 mineo契約者は、次の場合には、mineo通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) mineo契約の申し込みの承諾を受けたとき。
- (2) 第28条(利用停止)第1項第1号または第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- (3) 当社のmineo通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

2 預託金の額は、1契約ごとに10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのmineo契約の解除など、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第5節 割増金および延滞利息

(割増金)

第47条 mineo契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 mineo契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6節 相互接続通信の料金の取り扱い

(相互接続通信の料金の取り扱い)

第49条 mineo契約者または相互接続通信の利用者は、当社、特定携帯電話事業者または協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払を要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取り扱いについては、別記23または別記24に定めるところによります。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第50条 mineo契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）などに適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、mineo契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第51条 mineo契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、mineo契約者から要請があったときは、当社は、mineo通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をmineo契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社または特定携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、mineo契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧)

第52条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第34条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記12の基準に該当する新聞社などの機関に提供されるもの

	預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

2 特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者のLTE約款またはXi約款に準ずるものとします。

（修理または復旧の場合の暫定措置）

第53条 当社は、当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 10 章 損害賠償

(責任の制限)

- 第 54 条 当社は、mineo 通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのmineo 通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、mineo 通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのmineo 通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金
- (2) 料金表第 1 表第 2（付加機能利用料）に規定する海外ローミング機能に係る料金（mineo 通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの平均オプション機能使用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- (3) 料金表第 1 表第 3（通話料）に規定する料金（mineo 通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通話料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、当社は、mineo 通信サービスの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側または固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのmineo 通信サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。
- 5 当社は、mineo 通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 4 項の規定は適用しません。

(免責)

- 第 55 条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記憶されている内容などが変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款などの変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造などをしなければならなくなったときは、当社は、その改造などに要する費用に限り負担します。
- 3 当社は、mineo 契約者がmineo 通信サービスを利用することにより得た情報など（コンピュータープログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負いません。
- 4 当社は、電波状態により、mineo 通信サービスの利用により送受信された情報などが破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

- 5 mineo契約者が、mineo通信サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他のmineo契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該mineo契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 11 章 雑則

(発信者番号通知)

第 56 条 契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限ります。）または SMS（契約者識別番号を用いて文字、数字および記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。）送信については、発信者番号通知（発信者の契約者識別番号を着信者の契約者回線などへ通知することをいいます。）を行います。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

(緊急通報に係る情報通知)

第 57 条 当社または特定携帯電話事業者は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。ただし、下表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社または特定携帯電話事業者が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

通知する情報	通知する事業者	通知する相手先
1 発信を行った契約者回線に係る契約者識別番号等	当社	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度および経度の情報をいいます。）およびその契約者回線に係る契約者識別番号等	特定携帯電話事業者	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関

- 2 特定携帯電話事業者は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第 11 条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能により GPS 衛星から受信した信号等の情報を取得します。
- 3 当社は、当社または特定携帯電話事業者が契約者識別番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、第 54 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(承諾の限界)

第 58 条 当社は、mineo 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

- 2 前項の規定によるほか、当社は、mineo 契約者が、当社が別に定める回数を超え 1 の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第59条 mineo契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 端末設備もしくは自営電気通信設備またはSIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でmineo通信サービスを利用しないこと。なお、別記17に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- (6) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度および経度の情報（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (7) 第59条の2（利用者登録）に規定する利用者登録が行われているとは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 前項第5号の規定は、mineo契約者がSMS送信を行う場合について準用します。

3 mineo契約者は、第1項第6号または第7号の規定に違反して他人または登録利用者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(利用者登録)

第59条の2 mineo契約者は、そのmineo通信サービス契約にかかるmineo通信サービスを主に利用するmineo契約者以外の者（当社が別に定める範囲のものに限ります。）を当社所定の方法により登録（以下「利用者登録」といいます。）することができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、当社が別に定める情報とします。

2 mineo契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。

- (1) そのmineo契約者回線にかかるmineo通信サービスの利用の一時中断、mineo通信サービスの利用の一次休止もしくは再利用、mineo契約の解除、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求もしくは廃止その他のmineo契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めのある場合を除き、mineo契約者の意思表示に基づき行うこと。
- (2) 登録利用者が行う通信についても、当社が第56条（発信者番号通知）および第57条（緊急通報に係る情報通知）の規定に基づく取扱を行うこと。
- (3) mineo契約者からの申出により登録利用者の変更が行われることおよび変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信量明細内訳書の発行について、変更後の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信量明細内訳書の発行と合わせて行わ

れることがあること。

- (4) mineo契約者が、そのmineo通信サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき（第58条の2（債権譲渡等）の規定により、当社がmineo通信サービスの料金その他の債務にかかる債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いが無いときを含みます。）は、第28条（利用停止）の規定に基づきmineo通信サービスの利用を停止されることがあること、又は第16条（当社が行う契約の解除）、第17条（その他の提供条件）の規定に基づきmineo通信サービスにかかる契約を解除されることがあること。
- 3 mineo契約者は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに当社に申し出ていただきます。
- 4 当社は、mineo契約者から登録利用者の変更の申し出があったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして前2項の規定を適用します。

（契約者に係る情報の利用）

第60条 当社は、mineo契約者に係る氏名、名称、生年月日、契約者識別番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等または登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、mineo通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（電気通信事業者等への情報の通知）

第61条 mineo契約者は、第15条（mineo契約者が行う契約の解除）または第16条（当社が行う契約の解除）の規定に基づきmineo契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記28に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況などの情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

- 2 当社は、中継事業者から請求があったときは、契約者（その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス（その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記31に規定する事業者に係るものに限りません。）の提供を受けている者又はその申し込みをした者に限りません。）の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

（電話番号案内）

第62条 当社は、別に定める電話番号案内事業者が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）

第63条 電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第1表第3（通話料）に規定する電話番号案内料および電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

- 2 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

(法令に規定する事項)

第 64 条 mineo 通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項または当該事項に関連する内容については、別記 19 から 21 に定めるところによります。

(専属的合意管轄裁判所)

第 65 条 mineo 契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 66 条 この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

(サービスの終了)

第 67 条 当社は、次の場合には、mineo 通信サービスを終了することがあります。

(1) mineo 通信サービスを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定した mineo 通信サービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。

(2) 当社が提供する他のサービスに伴い、mineo 通信サービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。

(3) 経営上、技術上などの理由により mineo 通信サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり mineo 通信サービスの運営が事実上不可能になったとき。

(4) その他の理由で mineo 通信サービスが提供できなくなったとき。

2 当社は、前項の規定により mineo 通信サービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを mineo 契約者に通知します。

(eoID の提供)

第 68 条 当社は、mineo 通信サービスの提供を承諾した場合は、mineo 契約者に対し、1 の eoID を提供します。ただし、既に eoID を保有している場合は、この限りではありません。

2 eoID の利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定める eoID 利用規約において定めま
す。mineo 契約者は、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意するものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法など)

1 料金表に定める料金または工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税込額とします。

(注) この約款の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料
- (2) 国際通話に関する料金
- (3) 国際SMS送信に関する料金(通話料に限ります。)

2 当社は、mineo契約者がそのmineo契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料およびユニバーサルサービス料は料金月(その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本使用料の日割り)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料および付加機能利用料のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) 料金月の起算日以外の日契約者回線または付加機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日mineo契約の解除または付加機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線または付加機能の提供を開始し、その日にそのmineo契約の解除または付加機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日月額料金の額が増加または減少したとき。この場合増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
- (5) 料金月の起算日以外の日mineo通信サービスの基本データ容量などの変更により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
- (6) 第39条(基本使用料および付加機能利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (7) 第3項の規定に基づく起算日の変更があったとき。

5 前項第1号から第6号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第39条(基本使用料および付加機能利用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

6 第4項第7号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

7 第54条（責任の制限）第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第4項および第5項の規定に準じて取り扱います。

（端数処理）

8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金などの支払い）

9 m i n e o 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。

10 料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

11 当社は、第9項および第10項の規定にかかわらず、m i n e o 契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金などの臨時減免）

12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事に関する費用を減免することがあります。

13 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 2以外のもの

1-1 適用

(1) mineo通信サービスの種類	ア mineo通信サービスには、次の種類があります。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aプラン</td> <td>KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス</td> </tr> <tr> <td>Dプラン</td> <td>株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	内容	Aプラン	KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス	Dプラン	株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス									
	プラン	内容														
	Aプラン	KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス														
	Dプラン	株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス														
	イ Aプランには、次の種類があります。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デュアルタイプ</td> <td>通話およびデータ通信が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>デュアルタイプ (VPN-SIM)</td> <td>通話およびデータ通信 (IP-VPN接続用) が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ</td> <td>データ通信のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (VPN-SIM)</td> <td>データ通信 (IP-VPN接続用) のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (固定IPアドレス付)</td> <td>データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。	デュアルタイプ (VPN-SIM)	通話およびデータ通信 (IP-VPN接続用) が利用可能なもの。	シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (IP-VPN接続用) のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。			
	タイプ	内容														
	デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。														
	デュアルタイプ (VPN-SIM)	通話およびデータ通信 (IP-VPN接続用) が利用可能なもの。														
	シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。														
	シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (IP-VPN接続用) のみ利用可能なもの。														
シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。															
ウ Aプランのデュアルタイプには、次の種類があります。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種デュアルタイプ</td> <td>第2種デュアルタイプ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種デュアルタイプ</td> <td>VOLTE対応端末 (VOLTEに対応した端末設備をいいます。) との間に電気通信回線を設定して提供するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	第1種デュアルタイプ	第2種デュアルタイプ以外のもの	第2種デュアルタイプ	VOLTE対応端末 (VOLTEに対応した端末設備をいいます。) との間に電気通信回線を設定して提供するもの。										
タイプ	内容															
第1種デュアルタイプ	第2種デュアルタイプ以外のもの															
第2種デュアルタイプ	VOLTE対応端末 (VOLTEに対応した端末設備をいいます。) との間に電気通信回線を設定して提供するもの。															
エ Dプランには、次の種類があります。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デュアルタイプ</td> <td>通話およびデータ通信が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>デュアルタイプ (VPN-SIM)</td> <td>通話およびデータ通信 (IP-VPN接続用) が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ</td> <td>データ通信のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (VPN-SIM)</td> <td>データ通信 (IP-VPN接続用) のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (SMS機能付)</td> <td>データ通信およびSMS通信が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM)</td> <td>データ通信 (IP-VPN接続用) およびSMS通信が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (固定IPアドレス付)</td> <td>データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。	デュアルタイプ (VPN-SIM)	通話およびデータ通信 (IP-VPN接続用) が利用可能なもの。	シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (IP-VPN接続用) のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (SMS機能付)	データ通信およびSMS通信が利用可能なもの。	シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM)	データ通信 (IP-VPN接続用) およびSMS通信が利用可能なもの。	シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。
タイプ	内容															
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。															
デュアルタイプ (VPN-SIM)	通話およびデータ通信 (IP-VPN接続用) が利用可能なもの。															
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。															
シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (IP-VPN接続用) のみ利用可能なもの。															
シングルタイプ (SMS機能付)	データ通信およびSMS通信が利用可能なもの。															
シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM)	データ通信 (IP-VPN接続用) およびSMS通信が利用可能なもの。															
シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。															

シングルタイプ (SMS機能・固定IPアドレス付)	データ通信(当社が指定する固定IPアドレス1つ)およびSMS通信が利用可能なもの。
------------------------------	---

オ mineo通信サービスには、次のコースがあります。

コース	内容
月間通信量制限コース	1の料金月において利用可能な通信量(以下「月間通信量」といいます。)が付与されたもの。
月間通信量制限プレミアムコース	1の料金月において利用可能な通信量(以下「月間通信量」といいます。)が付与され、通信にて専用帯域を利用するもの。

備考

- 1 月間通信量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第35条(通信の利用を制限する措置)第3項に規定する制限の場合は、この限りではありません。
- 2 mineo契約者が契約者回線を使用し、データ通信を行った場合、その通信量を月間通信量から減算します。
ただし、当社が別に定める通信の場合は、その通信量を月間通信量から減算しません。
- 3 2の規定により月間通信量が枯渇した場合、以後の通信における通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。
- 4 月間通信量の利用期限は、その月間通信量が付与された料金月の翌料金月の末日までとします。
- 5 3の規定にかかわらず、別表1(付加機能)1(通信量追加機能)により、通信量を追加した場合、その規定が優先されるものとします。
6. 当社は、当社が別に定める方法によりmineo契約者に月間通信量を追加する場合があります。
7. 法人契約においては月間通信量制限プレミアムコースを申し込むことができません。
8. 月間通信量制限プレミアムコースをご利用中のままでのプラン変更、タイプ変更はお申し込みできません。

カ 月間通信量制限コースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
500MB	月間通信量が512MBのもの。
1GB	月間通信量が1GBのもの。
3GB	月間通信量が3GBのもの。
6GB	月間通信量が6GBのもの。
10GB	月間通信量が10GBのもの。
20GB	月間通信量が20GBのもの。
30GB	月間通信量が30GBのもの。

キ 月間通信量制限プレミアムコースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
6GB	月間通信量が6GBのもの。
10GB	月間通信量が10GBのもの。
20GB	月間通信量が20GBのもの。
30GB	月間通信量が30GBのもの。

(2) 削除

削除

(3) 家族割引の適用

1 家族割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、mineo契約者が、当社が別に定める方法により申し込みを行い、当社が承諾した場合に料金表第1表2（料金額）に規定する料金額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。ただし、法人契約においては申し込むことができません。

基本使用料の割引額（税込み）
50円（54円）

- 2 mineo契約者は本割引の適用を希望する自らの回線および他のmineo契約者の回線を選択し、当社に申し出ていただきます。
- 3 2の選択により本割引を選択するときは、次のいずれかに該当するmineo契約者の回線を指定し、登録をして頂きます。
(ア) その申し出をする者との関係が、親子その他当社が別に定める基準に適合する者。
- 4 本割引の適用は、1に規定する申し込みを当社が承諾した場合に、翌料金月の基本使用料から割引を行います。
- 5 料金表通則の規定に基づき、基本使用料を日割りした場合に、1に規定する割引額が日割額を上回る場合は、その日割りされた基本使用料が割引額となります。
- 6 本割引を選択しているmineo契約者は、本割引の適用を受けるmineo契約を変更するときは、当社に申し出ていただきます。
- 7 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。
- 8 当社は、次に該当する場合、その全ての回線割引を廃止する場合があります。
(ア) mineo契約の解除があったとき。（当社が別に定める場合を除きます。）
(イ) 契約者が割引回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(ウ) その他当社が不適切と判断したとき。
- 9 本割引において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(4) 複数回線割引の適用

1 複数回線割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、mineo契約者が2以上のmineo契約を締結している場合に、各回線に係る料金表第1表2（料金額）に規定する基本使用料から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

基本使用料の割引額（税込み）
50円（54円）

- 2 本割引の適用は、その料金月の月末日に2以上のmineo契約がある場合に翌料金月の基本使用料から割引を行います。
- 3 料金表通則の規定に基づき、基本使用料を日割りした場合に、1に規定する割引額が日割額を上回る場合は、その日割された基本使用料が割引額となります。
- 4 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。
- 5 当社は、次に該当する場合、その全ての回線割引を廃止する場合があります。
(ア) mineo契約の解除があったとき。（当社が別に定める場合を除きます。）
(イ) 割引回線群にかかる契約者が割引回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(ウ) その他当社が不適切と判断したとき。

	<p>6 本割引に係る割引回線が（3）家族割引の適用を受けるときは、家族割引が優先され適用されます。</p> <p>7 本割引において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
--	---

1-2 料金額

(1) Aプラン

ア デュアルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	1,310円(1,414円)
	1GB	1,410円(1,522円)
	3GB	1,510円(1,630円)
	6GB	2,190円(2,365円)
	10GB	3,130円(3,380円)
	20GB	4,590円(4,957円)
	30GB	6,510円(7,030円)
月間通信量制限プレミアムコース	6GB	2,990円(3,229円)
	10GB	3,930円(4,244円)
	20GB	5,390円(5,821円)
	30GB	7,310円(7,894円)

イ デュアルタイプ (VPN-SIM) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	2,310円(2,494円)
	1GB	2,410円(2,602円)
	3GB	2,510円(2,700円)
	6GB	3,190円(3,445円)
	10GB	4,130円(4,460円)
	20GB	5,590円(6,037円)
	30GB	7,510円(8,110円)

ウ シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	700円(756円)
	1GB	800円(864円)
	3GB	900円(972円)
	6GB	1,580円(1,706円)
	10GB	2,520円(2,721円)
	20GB	3,980円(4,298円)
	30GB	5,900円(6,372円)
月間通信量制限プレミアムコース	6GB	2,380円(2,570円)
	10GB	3,320円(3,585円)
	20GB	4,780円(5,162円)
	30GB	6,700円(7,236円)

エ シングルタイプ (VPN-SIM) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)

月間通信量制限コース	500MB	1,700円(1,836円)
	1GB	1,800円(1,944円)
	3GB	1,900円(2,052円)
	6GB	2,580円(2,786円)
	10GB	3,520円(3,801円)
	20GB	4,980円(5,378円)
	30GB	6,900円(7,452円)

オ シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	1,200円(1,296円)
	1GB	1,300円(1,404円)
	3GB	1,400円(1,512円)
	6GB	2,080円(2,246円)
	10GB	3,020円(3,261円)
	20GB	4,480円(4,838円)
	30GB	6,400円(6,912円)

(2) Dプラン

ア デュアルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	1,400円(1,512円)
	1GB	1,500円(1,620円)
	3GB	1,600円(1,728円)
	6GB	2,280円(2,462円)
	10GB	3,220円(3,477円)
	20GB	4,680円(5,054円)
	30GB	6,600円(7,128円)
月間通信量制限プレミアムコース	6GB	3,080円(3,326円)
	10GB	4,020円(4,341円)
	20GB	5,480円(5,918円)
	30GB	7,400円(7,992円)

イ デュアルタイプ（VPN-SIM）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	2,400円(2,592円)
	1GB	2,500円(2,700円)
	3GB	2,600円(2,808円)
	6GB	3,280円(3,542円)
	10GB	4,220円(4,557円)
	20GB	5,680円(6,134円)
	30GB	7,600円(8,208円)

ウ シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	700円(756円)
	1GB	800円(864円)
	3GB	900円(972円)
	6GB	1,580円(1,706円)
	10GB	2,520円(2,721円)
	20GB	3,980円(4,298円)
	30GB	5,900円(6,372円)
月間通信量制限プレミアムコース	6GB	2,380円(2,570円)
	10GB	3,320円(3,585円)
	20GB	4,780円(5,162円)
	30GB	6,700円(7,236円)

エ シングルタイプ (VPN-SIM) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	1,700円(1,836円)
	1GB	1,800円(1,944円)
	3GB	1,900円(2,052円)
	6GB	2,580円(2,786円)
	10GB	3,520円(3,801円)
	20GB	4,980円(5,378円)
	30GB	6,900円(7,452円)

オ シングルタイプ (SMS機能付) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	820円(885円)
	1GB	920円(993円)
	3GB	1,020円(1,101円)
	6GB	1,700円(1,836円)
	10GB	2,640円(2,851円)
	20GB	4,100円(4,428円)
	30GB	6,020円(6,501円)
月間通信量制限プレミアムコース	6GB	2,500円(2,900円)
	10GB	3,440円(3,715円)
	20GB	4,900円(5,292円)
	30GB	6,820円(7,365円)

カ シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	500MB	1,820円(1,965円)
	1GB	1,920円(2,073円)
	3GB	2,020円(2,181円)
	6GB	2,700円(2,916円)
	10GB	3,640円(3,931円)
	20GB	5,100円(5,508円)

	30GB	7,020円(7,581円)
--	------	----------------

キ シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額	
		税抜額(税込額)	
月間通信量制限コース	500MB	1,200円(1,296円)	
	1GB	1,300円(1,404円)	
	3GB	1,400円(1,512円)	
	6GB	2,080円(2,246円)	
	10GB	3,020円(3,261円)	
	20GB	4,480円(4,838円)	
	30GB	6,400円(6,912円)	

ク シングルタイプ（SMS機能・固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額	
		税抜額(税込額)	
月間通信量制限コース	500MB	1,320円(1,425円)	
	1GB	1,420円(1,533円)	
	3GB	1,520円(1,641円)	
	6GB	2,200円(2,376円)	
	10GB	3,140円(3,391円)	
	20GB	4,600円(4,968円)	
	30GB	6,520円(7,041円)	

2 M2Mアクセスに係るもの

2-1 適用

(1) mineo通信サービスの種類	ア mineo通信サービスには、次の種類があります。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aプラン</td> <td>KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス</td> </tr> <tr> <td>Dプラン</td> <td>株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	内容	Aプラン	KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス	Dプラン	株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス							
	プラン	内容												
	Aプラン	KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス												
	Dプラン	株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス												
	イ Aプランには、次の種類があります。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シングルタイプ</td> <td>データ通信のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (VPN-SIM)</td> <td>データ通信 (VPN-SIM) のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (固定IPアドレス付)</td> <td>データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (VPN-SIM) のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの					
	タイプ	内容												
	シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。												
	シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (VPN-SIM) のみ利用可能なもの。												
シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの													
ウ Dプランには、次の種類があります。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シングルタイプ</td> <td>データ通信のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (VPN-SIM)</td> <td>データ通信 (VPN-SIM) のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (SMS機能付)</td> <td>データ通信およびSMS通信が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM)</td> <td>データ通信 (VPN-SIM) およびSMS通信が利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (固定IPアドレス付)</td> <td>データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>シングルタイプ (SMS機能・固定IPアドレス付)</td> <td>データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) およびSMS通信が利用可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (VPN-SIM) のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (SMS機能付)	データ通信およびSMS通信が利用可能なもの。	シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM)	データ通信 (VPN-SIM) およびSMS通信が利用可能なもの。	シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。	シングルタイプ (SMS機能・固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) およびSMS通信が利用可能なもの。
タイプ	内容													
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。													
シングルタイプ (VPN-SIM)	データ通信 (VPN-SIM) のみ利用可能なもの。													
シングルタイプ (SMS機能付)	データ通信およびSMS通信が利用可能なもの。													
シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM)	データ通信 (VPN-SIM) およびSMS通信が利用可能なもの。													
シングルタイプ (固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) のみ利用可能なもの。													
シングルタイプ (SMS機能・固定IPアドレス付)	データ通信 (当社が指定する固定IPアドレス1つ) およびSMS通信が利用可能なもの。													
エ mineo通信サービスには、次のコースがあります。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上り高速コース</td> <td>全ての時間帯に当社が定める速度 (下り方向の通信が夜間専用コースより低速なもの) のデータ通信を提供するもの。</td> </tr> <tr> <td>夜間専用コース</td> <td>夜間 (午後10時から翌午前6時までの間) に当社が定める速度のデータ通信を提供するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	コース	内容	上り高速コース	全ての時間帯に当社が定める速度 (下り方向の通信が夜間専用コースより低速なもの) のデータ通信を提供するもの。	夜間専用コース	夜間 (午後10時から翌午前6時までの間) に当社が定める速度のデータ通信を提供するもの。								
コース	内容													
上り高速コース	全ての時間帯に当社が定める速度 (下り方向の通信が夜間専用コースより低速なもの) のデータ通信を提供するもの。													
夜間専用コース	夜間 (午後10時から翌午前6時までの間) に当社が定める速度のデータ通信を提供するもの。													
オ 上り高速コース、夜間専用コースには、次の種類があります。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本データ容量</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500MB</td> <td>月間通信量が512MBのもの。</td> </tr> </tbody> </table>	基本データ容量	内容	500MB	月間通信量が512MBのもの。										
基本データ容量	内容													
500MB	月間通信量が512MBのもの。													
(2) 複数回線割引の適用	<p>1 複数回線割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、mineo契約者が2以上のmineo契約を締結している場合に、各回線に係る料金表第1表2 (料金額) に規定する基本使用料から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本使用料の割引額 (税込み)</td> </tr> </table>	基本使用料の割引額 (税込み)												
基本使用料の割引額 (税込み)														

50円 (54円)

- 2 本割引の適用は、その料金月の月末日に2以上のmineo契約がある場合に翌料金月の基本使用料から割引を行います。
- 3 料金表通則の規定に基づき、基本使用料を日割りした場合に、1に規定する割引額が日割額を上回る場合は、その日割された基本使用料が割引額となります。
- 4 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。
- 5 当社は、次に該当する場合、その全ての回線割引を廃止する場合があります。
 - (ア) mineo契約の解除があったとき。(当社が別に定める場合を除きます。)
 - (イ) 割引回線群にかかる契約者が割引回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (ウ) その他当社が不適切と判断したとき。
- 6 本割引において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

2-2 料金額

(1) Aプラン

ア シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	500円(540円)
夜間専用コース	500MB	350円(378円)

イ シングルタイプ (VPN-SIM) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	1,000円(1,080円)
夜間専用コース	500MB	850円(918円)

ウ シングルタイプ (固定 IP アドレス付) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	1,000円(1,080円)
夜間専用コース	500MB	850円(918円)

(2) Dプラン

ア シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	500円(540円)
夜間専用コース	500MB	350円(378円)

イ シングルタイプ (VPN-SIM) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	1,000円(1,080円)
夜間専用コース	500MB	850円(918円)

ウ シングルタイプ (SMS機能付) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	620円(669円)
夜間専用コース	500MB	470円(507円)

エ シングルタイプ (SMS機能付・VPN-SIM) に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	1,120円(1,209円)
夜間専用コース	500MB	970円(1,047円)

オ シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	1,000円(1,080円)
夜間専用コース	500MB	850円(918円)

カ シングルタイプ（SMS機能・固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
上り高速コース	500MB	1,120円(1,209円)
夜間専用コース	500MB	970円(1,047円)

第2 付加機能利用料

1 2以外のもの

1-1 適用

(1) 削除	削除						
(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料の適用	ア 当社は、海外ローミング機能について、1-2（料金額）に規定する国または地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備または機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）および別表1（付加機能）11欄に規定する利用形態に応じて、付加機能利用料を適用します。						
(3) 通話定額に係る付加機能利用料の適用	通話定額については、次の場合が生じたときは、第39条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、その料金の支払いは次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金の支払い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 通話定額の提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 通話定額の利用の廃止があったとき。</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金の支払い	(ア) 通話定額の提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要します。	(イ) 通話定額の利用の廃止があったとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。
	区分	料金の支払い					
(ア) 通話定額の提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要します。						
(イ) 通話定額の利用の廃止があったとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。						

1-2 料金額

1-2-1 Aプランにかかるもの

(1) (2)以外のもの

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
1 通信量追加機能	100MB ごとに	150円(162円)

2 ウイルスチェック機能	1 契約ごとに月額	200円(216円)
3 留守番伝言機能 (お留守番サービスEX)	1 契約ごとに月額	300円(324円)
4 三者通話機能 (三者通話サービス)	1 契約ごとに月額	200円(216円)
5 迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)	1 契約ごとに月額	100円(108円)
6 通話定額 30	1 契約ごとに月額	840円(907円)
7 通話定額 60	1 契約ごとに月額	1,680円(1,814円)
8 安心バックアップ	1 契約ごとに月額	500円(540円)
9 安心フィルタリング	1 契約ごとに月額	350円(378円)

(2) 海外ローミング機能

料金額
LTE約款およびWIN約款において定められた額と同額(消費税は課税されません)

1-2-2 Dプランに係るもの

(1) (2) 以外のもの

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
1 通信量追加機能	100MB ごとに	150円(162円)
2 ウイルスチェック機能	1 契約ごとに月額	200円(216円)
3 留守番伝言機能 (留守番電話サービス)	1 契約ごとに月額	300円(324円)
4 割込通話機能 (割込通話サービス)	1 契約ごとに月額	200円(216円)
5 通話定額 30	1 契約ごとに月額	840円(907円)
6 通話定額 60	1 契約ごとに月額	1,680円(1,814円)
7 安心バックアップ	1 契約ごとに月額	500円(540円)
8 安心フィルタリング	1 契約ごとに月額	350円(378円)

(2) 海外ローミング機能

料金額
FOMA約款およびXi約款において定められた額と同額(消費税は課税されません)

2 M2Mアクセスのもの

2-1 適用

(1) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料の適用	ア 当社は、海外ローミング機能について、2(料金額)に規定する国または地域(その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備または機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。)および別表1(付加機能)11欄に規定する利用形態に応じて、付加機能利用料を適用します。
----------------------------	---

2-2 料金額

2-2-1 Aプランにかかるもの

(1) (2) 以外のもの

区分	単位	料金額
		税抜額 (税込額)
1 通信量追加機能	100MB ごとに	150円 (162円)

(2) 海外ローミング機能

海外SMS利用に係るもの

料金額
LTE約款およびWLN約款において定められた額と同額 (消費税は課税されません)

2-2-2 Dプランに係るもの

区分	単位	料金額
		税抜額 (税込額)
1 通信量追加機能	100MB ごとに	150円 (162円)

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第40条 (通話料の支払義務) および第63条 (電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等) によるほか、次のとおりとします。

(1) 国際通話に係る通信料の適用	国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-2に規定する料金額を適用します。						
(2) SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用	SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-3に規定する料金額を適用します。						
(3) 削除	削除						
(4) 通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話						
(5) 平日昼間及びその他の料金額の適用	ア 平日昼間及びその他とは、次の時間帯をいいます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>平日 (土曜日、日曜日及び祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) の規定により休日とされた日ならびに1月2日及び1月3日をいいます。) 以外の日をいいます。) における午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>平日昼間を除く全時間帯</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間帯	平日昼間	平日 (土曜日、日曜日及び祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) の規定により休日とされた日ならびに1月2日及び1月3日をいいます。) 以外の日をいいます。) における午前8時から午後7時までの間	その他	平日昼間を除く全時間帯
	区分	時間帯					
平日昼間	平日 (土曜日、日曜日及び祝日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) の規定により休日とされた日ならびに1月2日及び1月3日をいいます。) 以外の日をいいます。) における午前8時から午後7時までの間						
その他	平日昼間を除く全時間帯						
イ 当社が定める国際通話料は、本邦の暦及び時刻によります。							

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの

2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの

(1) Aプランに係るもの

区分	料金額
通話料	L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額

(2) Dプランに係るもの

区分	料金額
通話料	F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額

2-1-2 電話番号案内接続に係るもの

(1) Aプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料		L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額

(2) Dプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料		F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額

2-1-3 SMS機能に係るもの

(1) Aプランに係るもの

ア イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額
			税抜額 (税込額)
通話料	1送信ごとに	1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	3円 (3.24円)
		71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	6円 (6.48円)
		135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	9円 (9.72円)
		202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	12円 (12.96円)
		269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	15円 (16.2円)
		336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	18円 (19.44円)
		403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	21円 (22.68円)
		470～536文字	24円 (25.92円)

	(半角英数字のみの場合 1 0 7 2 ~ 1 2 2 4 文字)	
	5 3 7 ~ 6 0 3 文字 (半角英数字のみの場合 1 2 2 5 ~ 1 3 3 7 文字)	2 7 円 (2 9 . 1 6 円)
	6 0 4 ~ 6 7 0 文字 (半角英数字のみの場合 1 3 7 8 ~ 1 5 3 0 文字)	3 0 円 (3 2 . 4 円)

イ 国際SMS送信に係るもの

区分	料金額
通話料	L T E 約款およびW I N 約款において定められた額と同額 (消費税は課税されません)

(2) Dプランに係るもの

ア イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額
			税抜額 (税込額)
通話料	1 送信ごとに	1 ~ 7 0 文字 (半角英数字のみの場合 1 ~ 1 6 0 文字)	3 円 (3 . 2 4 円)
		7 1 ~ 1 3 4 文字 (半角英数字のみの場合 1 6 1 ~ 3 0 6 文字)	6 円 (6 . 4 8 円)
		1 3 5 ~ 2 0 1 文字 (半角英数字のみの場合 3 0 7 ~ 4 5 9 文字)	9 円 (9 . 7 2 円)
		2 0 2 ~ 2 6 8 文字 (半角英数字のみの場合 4 6 0 ~ 6 1 2 文字)	1 2 円 (1 2 . 9 6 円)
		2 6 9 ~ 3 3 5 文字 (半角英数字のみの場合 6 1 3 ~ 7 6 5 文字)	1 5 円 (1 6 . 2 円)
		3 3 6 ~ 4 0 2 文字 (半角英数字のみの場合 7 6 6 ~ 9 1 8 文字)	1 8 円 (1 9 . 4 4 円)
		4 0 3 ~ 4 6 9 文字 (半角英数字のみの場合 9 1 9 ~ 1 0 7 1 文字)	2 1 円 (2 2 . 6 8 円)
		4 7 0 ~ 5 3 6 文字 (半角英数字のみの場合 1 0 7 2 ~ 1 2 2 4 文字)	2 4 円 (2 5 . 9 2 円)
		5 3 7 ~ 6 0 3 文字 (半角英数字のみの場合 1 2 2 5 ~ 1 3 3 7 文字)	2 7 円 (2 9 . 1 6 円)
		6 0 4 ~ 6 7 0 文字 (半角英数字のみの場合 1 3 7 8 ~ 1 5 3 0 文字)	3 0 円 (3 2 . 4 円)

イ 国際SMS送信に係るもの

区分	料金額
通話料	F O M A 約款およびX i 約款において定められた額と同額 (消費税は課税されません)

2-2 国際通話に係るもの

(1) Aプランに係るもの

区分	料金額
通話料	L T E 約款およびW I N 約款において定められた額と同額 (消費税は課税されません)

(2) Dプランに係るもの

区分	料金額
通話料	FOMA約款、Xi約款および国際電話サービス契約約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

2-3 削除

第4 手続きに関する料金

1 2以外のもの

1-1 適用

(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	契約事務手数料	mineo契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。 ただし、そのmineo契約の申し込みが、当社が別に定める態様に該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。
	変更事務手数料	mineo契約者より、mineo契約の変更手続きの申し込み、またはSIMカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する変更事務手数料の支払いを要します。 ただし、その変更手続きが、当社が別に定める態様に該当するときは、変更事務手数料の支払いを要しません。
	SIMカード発行料	mineo契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくはmineo契約者より、mineo契約の変更手続きの申し込み、またはSIMカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定するSIMカード発行料の支払いを要します。 ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、SIMカード発行料の支払いを要しません。
料金明細類発行手数料	mineo契約者からの請求または料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあることにより、そのmineo通信サービスに関する料金の請求書または口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を受けたときは、2（料金額）に規定する料金明細類発行手数料の支払いを要します。	

	契約譲渡手数料	契約譲渡において、譲渡人と譲受人が三親等以内でない場合、譲受人は2（料金額）に規定する契約譲渡手数料の支払いを要します。ただし、三親等以内の譲渡、承継、改名については契約譲渡手数料の支払いを要しません。
(2) 削除		

1-2 料金額

区分	単位	料金額
		税抜額（税込額）
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円（3,240円）
変更事務手数料	1 契約ごとに	2,000円（2,160円）
SIMカード発行料（Aプラン）	1 契約ごとに	406円（438円）
SIMカード発行料（Dプラン）	1 契約ごとに	394円（425円）
料金明細類発行手数料	1 送付ごとに	100円（108円）
契約譲渡手数料	1 契約ごとに	3,000円（3,240円）

（注）料金明細類の発行については月額料金などの請求がない場合は、料金明細類は発行しません。この場合、上記の手数料の支払いは要しません。

2 M2Mアクセスに係るもの

2-1 適用

(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	契約事務手数料	mineo 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。ただし、そのmineo 契約の申し込みが、当社が別に定める態様に該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。
	変更事務手数料	mineo 契約者より、SIMカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する変更事務手数料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、変更事務手数料の支払いを要しません。
	SIMカード発行料	mineo 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくはmineo 契約者より、SIMカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定するSIMカード発行料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、SIMカード発行料の支払いを要しません。

2-2 料金額

区分	単位	料金額
		税抜額 (税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円 (3,240円)
変更事務手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,160円)
SIMカード発行料 (Aプラン)	1 契約ごとに	406円 (438円)
SIMカード発行料 (Dプラン)	1 契約ごとに	394円 (425円)

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

m i n e o 通信サービスに関するユニバーサルサービス料の適用	m i n e o 契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、2 (料金額) に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があった場合、または契約者識別番号がM2M等専用番号 (020番号) の場合はこの限りではありません。
------------------------------------	--

2 料金額

区分	単位	料金額
		税抜額 (税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに月額	3円 (3.24円)

第6 携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金

1 適用

契約の解除に伴う携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料の適用	m i n e o 契約者は、そのm i n e o 契約の解除に伴い、携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出を行う場合、2 (料金額) に定める携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
-------------------------------	--

2 料金額

区分	単位	区分	料金額
			税抜額 (税込額)
携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料	1 請求ごとに	m i n e o 通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12カ月以内	11,500円 (12,420円)
		m i n e o 通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して13カ月以降	2,000円 (2,160円)

第2表 工事費

区分	費用
工事費	別に算定する実費とします。

別表1 付加機能

種類	提供条件
(1) 通信量追加機能	<p>m i n e o 契約者がその契約者回線を利用して、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量を追加する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 月間通信量制限コースの契約者回線に限り提供します。 2 当社が別に定める通信の帯域の制限が第 35 条(通信の利用を制限する措置)第3項に規定する制限の場合は、通信の帯域の制限を受けます。 3 2の場合、通信量の残量は減算されます。 4 当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されません。 5 本機能により追加した通信料の使用期限は、本機能の提供を開始した料金月の翌料金月の末日までとします。 6 本機能により追加した通信量の消費順位は、より使用期限の長い他の通信量に優先します。 7 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
(2) 通信量シェア機能	<p>当該料金月の通信量のうち前料金月に付与された通信量を、代表契約者の指定する他のm i n e o 契約者と共有して使用する機能をいいます。ただし、法人契約においては他の企業管理 I D の m i n e o 契約と共有することができません。</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 代表契約者とは、m i n e o 契約者であって、本機能の利用申込時に指定する代表者のことをいいます。 2 本機能を利用するには、共有する他のm i n e o 契約者の承諾が必要となります。 3 削除 4 共有できるm i n e o 契約者(代表契約者を含みます。)の数は、5までとします。 5 本機能の利用開始の日は、代表契約者が指定する他のm i n e o 契約者の承諾を受けた翌料金月の起算日からとなります。 6 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
(3) 電子メール機能	<p>m i n e o 通信サービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。ただし、M2Mアクセスにかかる契約者回線は除きます。</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割当てるとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。 2 m i n e o 契約者は、利用するメールアドレスの数および1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することができます。 3 メール情報蓄積容量の変更により、1のメールアドレスごとに利用できるメール情報蓄積容量は5GBとなります。 4 当社は、m i n e o 契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことをm i n e o 契約者に通知します。 5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。 6 m i n e o 契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者などから異義申し立てがあり、そのm i n e o 契約者からの電子メールの転送機

	<p>能を継続して行うことについてmineo通信サービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、そのmineo契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（6の規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>8 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(4) ウイルスチェック機能</p>	<p>mineo通信サービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス（通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 2 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 4 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、3の規定は適用しません。 5 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
<p>(5) 留守番伝言機能（お留守番サービスEX／留守番電話サービス）</p>	<p>以下の機能をいいます。</p> <p>ア その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積または再生およびその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能。</p> <p>イ 本機能を提供するために当社（特定携帯電話事業者を含みます。）が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能（以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。）</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。 2 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。 3 本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。 4 蓄積または登録したメッセージ若しくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。

		<p>5 当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージ若しくは音声ファイルの破損若しくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6 蓄積または登録できるメッセージ若しくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
(6) ボイスメール機能 (ボイスメール)		<p>契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積および再生を行う機能をいいます。</p>
	備考	<p>1 Aプランのデュアルタイプの契約者回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。) であって、留守番伝言機能の提供を受けているもの限り提供します。</p> <p>2 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>3 当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージの破損若しくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4 蓄積できるメッセージの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
(7) SMS機能 (SMS)		<p>mineo通信サービスの契約者識別番号を使用して、文字メッセージの受信または送信 (当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。)を行うことができる機能をいいます。</p>
	備考	<p>1 本機能を利用して行う文字メッセージの受信または送信 (当社が別に定める電気通信設備との間の受信または送信に限ります。)については、データ通信により行います。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>2 データ通信により行ったSMS送信については、データ通信料の支払いを要しません。</p> <p>3 その日において本機能を利用して行った文字メッセージの送信の回数が、200回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線から本機能を利用した文字メッセージの送信を行うことはできません。</p> <p>4 3に定める回数を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、mineo契約者は、その料金の支払いを要します。</p> <p>5 相互接続点 (特定携帯電話事業者と携帯電話事業者以外の電気通信事業者との相互接続に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間で受信または送信されるSMSまたは国際SMS (外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。)については、その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところに従ってその形式を変換する場合があります。</p> <p>6 本機能を利用して受信または送信されるSMSについては、そのSMS長またはその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信または送信されることがあります。</p> <p>7 6に定める場合において、そのSMSの受信または送信は、1の受信または送信として取り扱います。ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したSMSの受信または送信は、分割後の文字メッセージ数の受信または送信として取り扱います。</p> <p>8 相互接続点へのSMS送信については、その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところにより行えない</p>

	<p>場合があります。</p> <p>9 国際SMS送信（国際SMSの送信をいいます。以下同じとします。）の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>10 mineo契約者は、当社が別に定める方法により、次のSMSの受信を行わないようにすることができます。</p> <p>ア 相互接続点からのSMS</p> <p>イ 国際SMS</p> <p>11 mineo契約者は、その契約者回線の契約者識別番号を通知しない場合、本機能を利用してSMSを送信することはできません。</p> <p>12 蓄積したSMSは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>13 当社は、本機能を利用した場合に生じたSMS等の破損若しくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>14 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
(8) 三者通話機能（三者通話サービス）	<p>通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>1 Aプランのデュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。</p> <p>2 割込通話機能（第1種デュアルタイプに係るものに限り提供します。）を利用しているときは、本機能を利用することができません。</p> <p>3 本機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>4 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
(9) 割込通話機能（割込通話サービス）	<p>通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に回答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>1 デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り、第2種デュアルタイプの契約者回線を除きます。）に限り提供します。</p> <p>2 Aプランの三者通話機能を利用しているときは、本機能を利用することができません。</p> <p>3 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
(10) 迷惑電話拒否機能（迷惑電話撃退サービス／迷惑電話ストップサービス）	<p>その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限り提供します。）について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>1 デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。</p> <p>2 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切りま</p>

	<p>す。</p> <p>3 本機能により応答する通話に関する料金については、第40条（通話料およびデータ通信料の支払義務）および第49条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p> <p>4 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。</p> <p>5 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>6 mineo契約者が登録できる電話番号の数は、当社が別に定める値とします。</p> <p>7 6に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号を消去して登録します。</p> <p>8 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>										
<p>(11) 海外ローミング機能</p>	<p>ア 外国事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備においてmineo契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けられることができるようにする機能をいいます。</p> <p>イ 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。</p> <table border="1" data-bbox="464 943 1278 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 943 715 976">利用形態</th> <th data-bbox="715 943 1278 976">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 976 715 1081">国内通話利用</td> <td data-bbox="715 976 1278 1081">外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1081 715 1155">国際通話利用</td> <td data-bbox="715 1081 1278 1155">外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1155 715 1229">着信通話利用</td> <td data-bbox="715 1155 1278 1229">外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1229 715 1294">海外SMS利用</td> <td data-bbox="715 1229 1278 1294">外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>2 1の規定によるほか、本機能は、その契約者回線が、当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話（以下この11欄において「着信自動通話」といいます。）を利用できるときに限り提供します。</p> <p>3 当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。</p> <p>4 着信自動通話に関する料金については、本機能を利用している契約者回線のmineo契約者が、支払っていただきます。</p> <p>5 当社は、移動無線装置へのSMS送信または番号変換文字メッセージ機能を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、3の規定に準じて取り扱います。この場合、mineo契約者は、3に準じて転送されたSMS送信または文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。</p>	利用形態	内容	国内通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの	国際通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの	着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの	海外SMS利用	外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの
利用形態	内容										
国内通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの										
国際通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの										
着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの										
海外SMS利用	外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの										

	<p>6 本機能を利用している契約者回線への通話（着信自動通話を伴うものに限ります。）については、その契約者回線に係るコース種別に応じて当社が別に定める地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。</p> <p>7 当社は、本機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間または海外SMS利用に係る文字メッセージの送信回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数または情報量は、次のとおり取り扱います。</p> <p>a 国内通話利用または国際通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。</p> <p>b 着信通話利用に係る利用時間は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。</p> <p>c 海外SMS利用に係る文字メッセージの送信回数は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。</p> <p>8 mineo契約者は、着信自動通話の利用に係る申込みその他の手続きについては、所定の書面を当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>9 それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、本機能を利用して提供を受けられる利用形態（その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。）その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置またはその外国事業者が定めるところによります。</p> <p>10 本機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求または通信料明細内訳書の発行については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。</p> <p>11 当社は、本機能の利用に関して、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>12 当社は、特定携帯電話事業者の締結する国際ローミング協定その他外国の法令等により、本機能の利用を制限することがあります。</p> <p>13 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>
(12) 端末安心サポート	<p>mineo契約者が当社指定の当社端末機器に補償対象事故が生じた際に、mineo契約者のお申し出に基づき、mineo契約者に対して補償を行うサービスをいいます。</p> <p>備考 1 本サービスにおける提供条件については、当社端末安心サポート利用規約に定めるところによります。</p>
(13) 削除	削除
(14) mineo安心パック	<p>当社が提供する端末安心サポートとトレンドマイクロ株式会社が提供するウイルスバスターモバイル月額版をセットにしたサービスをいいます。</p> <p>備考 1 本サービスにおける提供条件については、当社mineo安心パック利用規約に定めるところによります。</p> <p>2 個人の契約者回線に限り提供します。</p>
(15) mineoスイッチ	<p>当社が提供する月間通信量を減算させずに通信を行う機能をいいます。</p> <p>備考 1 削除</p> <p>2 当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されません。</p>

		3 本機能において、その他提供条件については、当社mineoスイッチアプリケーション使用許諾に関する利用規約に定めるところによります。							
(16) 通信量ギフト機能		当該料金月および前料金月に付与された通信量を、他のmineo契約者等に付与および他のmineo契約者等から授受する機能をいいます。ただし、法人契約においては他のmineo契約者に付与することができません。							
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 月間通信量制限コースの契約者回線に限り提供します。 2 当社が別に定める通信の帯域の制限が第35条(通信の利用を制限する措置)第3項に規定する制限の場合は、通信の帯域の制限を受けます。 3 2の場合、通信量の残量は減算されます。 4 当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されません。 5 本機能により付与された通信量の使用期限は、付与された料金月の翌料金月の末日までとします。 6 本機能により付与された通信量の消費順位は、より使用期限の長い他の通信量に優先します。 7 当社が別に定める条件を満たす場合は本機能の提供を行わない場合があります。 8 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 							
(17) 通話定額		<p>次表に定める通話定額種別を選択しているmineo契約者は、その契約者回線からの通話（SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取り扱いを受けた通話、別記24に規定する接続形態1、2または3の（1）以外の通話、国際通話を除きます。以下同じとします。）に関する料金の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">通話定額種別</th> <th style="text-align: center;">支払いを要しない額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通話定額 30</td> <td style="text-align: center;">0円から1,200円までの部分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通話定額 60</td> <td style="text-align: center;">0円から2,400円までの部分</td> </tr> </tbody> </table>	通話定額種別	支払いを要しない額	税抜額	通話定額 30	0円から1,200円までの部分	通話定額 60	0円から2,400円までの部分
通話定額種別	支払いを要しない額								
	税抜額								
通話定額 30	0円から1,200円までの部分								
通話定額 60	0円から2,400円までの部分								
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの）に限り提供します。 2 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 3 当社が別に定める条件を満たす場合は本サービスの提供を行わない場合があります。 4 個人の契約者回線に限り提供します。 5 本サービスにおいて、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 							
(18) スマホ操作アシスト		当社がmineo契約者からの請求に基づき、当社が別に定める移動無線装置の設定・操作方法の説明を行うサービスをいいます。							
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 本サービスにおける提供条件については、当社スマホ操作アシスト利用規約に定めるところによります。 2 個人の契約者回線に限り提供します。 							
(19) 安心バックアップ		mineo契約者が指定するデータファイルのコピーを当社が指定するサーバに保存するサービスをいいます。							
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 本サービスにおける提供条件については、当社安心バックアップ利用規約に定めるところによります。 2 個人の契約者回線に限り提供します。 							

(20) 安心フィルタリング	mineo契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいいます。	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 1 本サービスにおける提供条件については、当社安心フィルタリング利用規約に定めるところによります。 2 個人の契約者回線に限り提供します。
(21) 端末安心保証サービス	mineo契約者が当社指定の当社端末機器に保証対象事故が生じた際に、mineo契約者のお申し出に基づき、mineo契約者に対して端末交換保証を行うサービスをいいます。	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 1 本サービスにおける提供条件については、当社端末安心保証サービス利用規約に定めるところによります。
(22) mineo安心パック2	当社が提供する端末安心保証サービスとトレンドマイクロ株式会社が提供するウイルスバスターモバイル月額版をセットにしたサービスをいいます。	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 1 本サービスにおける提供条件については、当社mineo安心パック利用規約に定めるところによります。 2 個人の契約者回線に限り提供します。
(23) 持込み端末安心保証サービス	mineo契約者が当社指定の対象端末機器に保証対象事故が生じた際に、mineo契約者のお申し出に基づき、mineo契約者に対して修理もしくは交換保証を行うサービスをいいます。	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 1 本サービスにおける提供条件については、当社持込み端末安心保証サービス利用規約に定めるところによります。
(24) mineoでんわサービス	mineo契約者が通話先電話番号の前に0063を付加して発信した場合には、mineoでんわサービス利用規約に定める通話料金が適用となるサービスです。	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 1 デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。 2 個人の契約者回線に限り提供します。 3 本サービスにおける提供条件については、当社mineoでんわサービス利用規約に定めるところによります。
(25) ジュニアパック	mineo契約者の請求に基づき、アプリケーションや青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいいます。	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 1 本サービスにおける提供条件については、当社ジュニアパック利用規約に定めるところによります。 2 個人の契約者回線に限り提供します。

別表 2 削除

別表 3 削除

別記

1 サービス区域

mineo通信サービスの区域は、特定携帯電話事業者が定める区域において、行うことができるものとします。

2 付随サービスの提供

(1) 時報サービス

ア 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

イ 時報サービスは、1の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通話を打ち切ります。

(2) 情報提供サービス

ア 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区別	内容
情報提供サービス	mineo通信サービス（デュアルタイプに限ります。）を利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

イ 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

ウ 当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。

エ 情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。

オ 情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。

カ 情報提供サービスは、1の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。

キ 契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記13（通話時間等の測定等）の規定により測定した通話時間と料金表第1表第3（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ク 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

(3) 短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号（当社が付与した短桁の接続番号をいいます。）により接続します。

(4) 携帯電話番号ポータビリティ

ア 第12条（契約者識別番号）第1項により当社が定める契約者識別番号について、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望する者は、mineo契約（デュアルタイプに限ります。以下この（4）において同じとします。）の申し込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

イ 当社は、第12条（契約者識別番号）第2項に規定する場合のほか、アの規定に基づきmineo

- 契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。
- ウ mineo 契約者がそのmineo 契約を解除しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、mineo 契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、mineo 契約者がその契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。
- エ 当社は、ウの規定に基づきmineo 契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号を発行します。
- オ 当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して 15 日間が経過したときに無効となります。
- カ mineo 契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- キ mineo 契約者は、ウの申出を行う場合、料金表第 1 表第 6（携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金）に規定する携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
- ク 携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号若しくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。

(5) 協定事業者が提供する電報サービスの利用等

- ア mineo 契約者は、mineo 通信サービス（デュアルタイプに限ります。）の契約者回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。
- イ mineo 契約者は、当社が前項の規定により電報サービスを利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権（電報サービスを利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。）を、その協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
- ウ 前項の場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- エ イの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第 47 条（割増金）、第 48 条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

3 当社からmineo 契約者に行う通知等の方法およびmineo 契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 当社は、この約款に基づき、mineo 契約者に通知その他の連絡（以下この別記 3 において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、mineo 契約者から届出のあった氏名、名称、住所、メールアドレス（別表 1（付加機能） 3 欄に規定する電子メール機能により割当てメールアドレスを含みます。）に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- (2) mineo 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定

めるサービス取扱所に届け出ていただきます。

- (3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) mineo契約者は、mineo契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にそのmineo契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (5) mineo契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、(4)と同様とします。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等を行わないこととします。
- (7) (6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能またはその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するまたは電子メールその他の方法により、mineo契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、mineo契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等はmineo契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (8) 当社は、当社がその契約者回線について第28条(利用停止)に基づくmineo通信サービスの利用の停止又は第16条(当社が行う契約の解除)に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9) mineo契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

4の1 個人契約者の地位の承継

- (1) 相続によりmineo契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社がmineo契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにそのmineo通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) mineo契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記3の(4)から(9)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

4の2 法人契約者の地位の承継

- (1) mineo契約者の地位の承継があったときは、承継した人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社がmineo契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにそのmineo通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

5 端末設備に異常がある場合などの検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、mineo契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、mineo契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(3) mineo契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

7 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

(1) mineo契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記8において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理などを行っていただきます。

(2) 当社は、(1)の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、mineo契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

(3) mineo契約者は、(2)の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

9 端末設備の電波法に基づく検査

別記8に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記8の(2)および(3)の規定に準ずるものとしします。

10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記8の規定に準ずるものとしします。

11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記9の規定に準ずるものとしします。

12 新聞社などの基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。)
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

13 通話時間等の測定

(1) (2) 以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社(特定携帯電話事業者を含みます。)の機器により測定します。ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。

(ア) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

(イ) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第1表第3(通話料)に規定する秒数に満たない端数の通話時間

(2) SMS機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社(特定携帯電話事業者を含みます。)の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からSMS機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社(特定携帯電話事業者を含みます。)の機器により測定します。

14 データ通信量の測定など

mineo契約者が使用したデータ通信量は、当社(特定携帯電話事業者を含みます。)の機器により測定します。

15 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取り扱い

(1) 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障などにより正しく通話料が算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日)を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1) の場合において特別の事情があるときは、mineo 契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

16 契約解除料の支払義務の免除

当社は、当社が別に定める態様により mineo 契約を解除すると同時に新たに当社の mineo 契約を締結したときには、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する料金の支払いを免除します。

17 mineo 通信サービスの利用における禁止行為

- (1) 他人の知的財産権 (特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など)、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為、または犯罪に結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品 (指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品) もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行う行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為 (無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など)
- (9) mineo 通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (10) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして本サービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為 (偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。)
- (11) 有害なコンピュータープログラムなどを送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれのある行為
- (13) 人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14) 不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (15) 当社もしくは、他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為 (けん銃などの譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など) を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為

- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (22) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (23) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (24) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (25) その他、当社が不適切と判断する行為

18 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

当社は、電子メール機能を用いて、1の契約者回線から当社が別に定める量を超える電子メールの送信が行われたときは、別記17に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、そのmineo契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

19 自営端末機器の接続

- (1) 契約者（ローミング契約者を除きます。以下この別記19において同じとします。）は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末機器（mineo通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記19において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)アの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社等の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

20 自営電気通信設備の接続

- (1) mineo契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、mineo通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記20において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) 当社の係員は、(3) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から (4) までの規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

21 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

22 検査などのための端末設備の持ち込み

mineo 契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）もしくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日に mineo 通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 別記 5 または 19 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(2) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

23 相互接続通信の料金の取扱い

別記 24 に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、その通信と他網相互接続通信とを合わせて別記 24 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 24 に定めるところによります。

24 相互接続通信の接続形態と料金の取り扱い

接続形態		料金の取り扱い等
1	発信 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：当社
		料金請求事業者 ：当社
	着信 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
		料金に関するその他の取り扱い ：この約款に定めるところによります。
2	発信 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：当社
		料金請求事業者 ：当社
	着信 ：PHS 事業者に係る電気通信設備	料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
		料金に関するその他の取り扱い ：この約款に定めるところによります。
3	発信 ：当社の契約者回線	(1) (2) または (3) 以外の場合 料金設定事業者 ：当社
		料金請求事業者

<p>着信 ：加入電話事業者（他網公衆電話を含みます。以下この別記24において同じとします。）、IP電話事業者または中継事業者に係る電気通信設備</p>			：当社	
			料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者	
			料金に関するその他の取り扱い ：この約款に定めるところによります。	
			料金設定事業者 ：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	
	<p>(2) 電気通信番号規則第10条第3号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合</p>	<p>① ②から④以外の場合</p>		料金請求事業者 ：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者または加入電話事業者
				料金の支払いを要する者 ：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定める者
				料金に関するその他の取り扱い ：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
				料金設定事業者 ：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	<p>② エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570または0180に限ります。）を使用して通話を行った場合 （発信者に課金する取り扱いを受けたもの）</p>	<p>② エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570または0180に限ります。）を使用して通話を行った場合 （発信者に課金する取り扱いを受けたもの）</p>		料金請求事業者 ：当社
				料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
				料金に関するその他の取り扱い ：この約款に定めるところによります。
				料金設定事業者 ：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	<p>③ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570または0180に限ります。）を使用して通話を行った場合 （着信者に課金する取り扱いを受けたもの）</p>	<p>③ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570または0180に限ります。）を使用して通話を行った場合 （着信者に課金する取り扱いを受けたもの）</p>		料金請求事業者 ：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
				料金の支払いを要する者 ：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定める者
				料金に関するその他の取り扱い ：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところによります。
				料金設定事業者 ：ソフトバンク株式会社
<p>④ ソフトバンク株式会社に係る電気通信番号（0570に限ります。）を使用して通</p>	<p>④ ソフトバンク株式会社に係る電気通信番号（0570に限ります。）を使用して通</p>		料金請求事業者 ：当社	
			料金の支払いを要する者	

		話をを行った場合	: その通話の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取り扱い : この約款に定めるところによります。
		(3) 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する電報サービスの利用に係る通話を行った場合	料金設定事業者 : 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社 料金請求事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通話の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取り扱い : 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
4	発信 : 携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信 : 当社の契約者回線		料金設定事業者 : 携帯電話事業者 料金請求事業者 : 携帯電話事業者 料金の支払いを要する者 : その携帯電話事業者の契約約款等に定める者 料金に関するその他の取り扱い : その携帯電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
5	発信 : PHS 事業者に係る電気通信設備 着信 : 当社の契約者回線		料金設定事業者 : PHS 事業者 料金請求事業者 : PHS 事業者 料金の支払いを要する者 : そのPHS事業者の契約約款等に定める者 料金に関するその他の取り扱い : そのPHS事業者の契約約款等に定めるところによります。
6	発信 : 加入電話事業者に係る電気通信設備 着信 : 当社の契約者回線	(1) (2) 以外の場合	料金設定事業者 : 当社または加入電話事業者 料金請求事業者 : 加入電話事業者 料金の支払いを要する者 : その加入電話事業者の契約約款等に定める者 料金に関するその他の取り扱い

			：その加入電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(2) 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する加入電話サービスに係る電気通信設備からの通話であって、別記 26 規定する協定事業者が電気通信番号または KDD I 株式会社に係る電気通信番号(0077 に限ります。)により提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を経由するもの場合	料金設定事業者 ：別記 26 に規定する協定事業者または KDD I 株式会社 料金請求事業者 ：別記 26 に規定する協定事業者または KDD I 株式会社 料金の支払いを要する者 ：その協定事業者または KDD I 株式会社の契約約款等に定める者 料金に関するその他の取り扱い ：その協定事業者または KDD I 株式会社の契約約款等に定めるところによります。
7	発信 ： I P 電話事業者に係る電気通信設備 着信 ： 当社の契約者回線		料金設定事業者 ： I P 電話事業者 料金請求事業者 ： I P 電話事業者 料金の支払いを要する者 ：その I P 電話事業者の契約約款等に定める者 料金に関するその他の取り扱い ：その I P 電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
8	発信 ： 本邦外に設置された電気通信設備 着信 ： 当社の契約者回線		料金設定事業者 ： 中継事業者 料金請求事業者 ： 中継事業者 料金の支払いを要する者 ：その中継事業者の契約約款等に定める者 料金に関するその他の取り扱い ：その中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

25 特定の電気通信サービス

特定の電気通信サービスは、特定携帯電話事業者の L T E 約款および X i 約款に定める特定の電気通信サービスと同じとします。

26 特定の協定事業者

特定の協定事業者は、特定携帯電話事業者の L T E 約款および X i 約款に定める特定の協定事業者と同じとします。

27 電話番号案内事業者

電話番号案内事業者は、特定携帯電話事業者の L T E 約款および X i 約款に定める電話番号案内事業者と同じとします。

28 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

<p>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社サジェスタム、株式会社ラネット、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ、日本通信株式会社、汐留モバイル株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社、フリービット株式会社、トーンモバイル株式会社、プラスワン・マーケティング株式会社、UQモバイル沖縄株式会社、ビッグロブ株式会社、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、株式会社アクセル、SORAシム株式会社、株式会社LinkLife、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社MEモバイル、株式会社メディエーター、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム九州、株式会社土浦ケーブルテレビ、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム東京北、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム港新宿、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム船橋習志野、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジュピターテレコム</p>
--

29 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

1 2、3以外のもの	なし
2 Aプラン第1種デュアルタイプに係るもの	SMS機能、割込通話機能、海外ローミング機能
3 Aプラン第2種デュアルタイプに係るもの	SMS機能、海外ローミング機能
4 Dプランデュアルタイプに係るもの	SMS機能、迷惑電話拒否機能、海外ローミング機能

30 標準機能

種類	提供条件
1 自動着信転送機能(着信転送サービス/転送電話サービス)	<p>その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) mineo通信サービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者に支払っていただきます。</p> <p>(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>(4) この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

<p>2 発番要請機能(番号通知リクエストサービス/番号通知お願いサービス)</p>	<p>その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を、発信者に通知する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) mineo通信サービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により応答する通話に関する料金については、第40条(通話料の支払義務)および第49条(相互接続通信の料金の取り扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p> <p>(3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	---

31 契約者の氏名等を通知する中継事業者

<p>ソフトバンク株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社</p>

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成26年6月3日から実施します。
- 2 当社が別に定める期間に、当社が別に定める方法で先行予約があり、かつ、平成26年6月3日から平成26年6月30日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）に規定する額に代えて次の料金額を適用します。

ア イ以外の場合

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		適用する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から6ヶ月間	610円	(659円)
シングルタイプに係るもの		0円	(0円)

イ 当社端末機器の購入に係る先着1,000名の先行予約者でmineo契約の申し込み時に当社端末機器を購入した者

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		適用する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から24ヶ月間	610円	(659円)
シングルタイプに係るもの		0円	(0円)

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
- 2 平成26年6月3日制定規定の附則2の適用を受けたmineo契約者については、当該附則および、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、適用期間中に契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額より安い場合、変更後の料金が割引額となります。

ア イ以外の場合

1 契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額
		税抜額 (税込額)
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から6ヶ月間	980円 (1,058円)
シングルタイプに係るもの		

イ 当社端末機器の購入に係る先着1,000名の先行予約者でmineo契約の申し込み時に当社端末機器を購入した者

1 契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額
		税抜額 (税込額)
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から24ヶ月間	980円 (1,058円)
シングルタイプに係るもの		

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成26年11月1日から実施します。
- 2 平成26年11月30日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、月間通信量を1GB付与するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成26年12月1日から実施します。
- 2 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、利用開始月から平成27年1月までの毎月月間通信量を1GB付与するものとします。
- 3 平成26年11月30日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、平成26年12月から平成27年1月までの毎月月間通信量を1GB付与するものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。
- 2 平成26年9月1日制定規定の附則2の適用を受けたmineo契約者については、当該附則および、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア イ以外の場合

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		減額する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から6ヶ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額	
シングルタイプに係るもの			

- イ 当社端末機器の購入に係る先着1,000名の先行予約者でmineo契約の申し込み時に当社端末機器を購入した者

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		減額する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から24ヶ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額	
シングルタイプに係るもの			

- 3 平成27年2月1日から平成27年2月22日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア イ以外の場合

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		減額する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	610円（658円）	

- イ mineo契約の申し込み時に当社が別に定める端末機器を購入した先着1,000名の者

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		減額する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	(1) 契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	610円（658円）	
	(2) 契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GB	

	金月の起算日から24カ月間	の月額料金額
--	---------------	--------

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成27年2月23日から実施します。
- 平成27年2月23日から平成27年3月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア イ以外の場合

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		減額する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	610円	(658円)

イ mineo契約の申し込み時に当社が別に定める端末機器を購入した者

申し込みタイプ	適用する期間	1 契約者回線ごとに月額	
		減額する料金額	税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	(1) 契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	610円	(658円)
	(2) 契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から24カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額	

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年3月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
- 平成27年4月1日から平成27年4月30日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア イ以外の場合

1 契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額
		税抜額 (税込額)
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	610円 (658円)

イ m i n e o 契約の申し込み時に当社が別に定める端末機器を購入した者

1 契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額
		税抜額 (税込額)
デュアルタイプに係るもの	(1) 契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	610円 (658円)
	(2) 契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から24カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成27年5月26日から実施します。
- 料金表第1表第1の1(1)のウ、2料金額は平成27年5月31日までは以下の表に読み替えるものとします。

第1表料金第1の1(1)のウ

基本データ容量	内容
1GB	月間通信量が1GBのもの。
3GB	月間通信量が3GBのもの。
5GB	月間通信量が5GBのもの。

2 料金額

(1) デュアルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	1GB	1,460円(1,576円)
	3GB	1,590円(1,717円)
	5GB	2,190円(2,365円)

(2) シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額
		税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	1GB	850円(918円)
	3GB	980円(1,058円)
	5GB	1,580円(1,706円)

3 料金表第1表第6の2は平成27年6月30日までは以下の表に読み替えるものとします。

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料	1請求ごとに	2,000円(2,160円)

4 平成27年2月1日制定規定の附則2の適用を受けたmineo契約者については、適用期間中に契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額より安い場合、変更後の料金が割引額となります。

5 第41条(最低利用期間)および料金表第1(基本使用料)1適用(2)は平成27年6月30日まで適用されるものとなります。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年8月18日から実施します。

2 平成27年8月18日から平成27年10月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1(基本使用料)2(料金額)の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額(税込額)
アイ、ウ、エ以外の場合	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から6カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額
イ エ以外の場合で、当社が指定する端末機器を購入した者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から30カ月間	

ウ エ以外の場合で、当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から9カ月間	
エ m i n e o 契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、当社が指定する端末機器を購入した者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から33カ月間	

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。
- 平成27年9月1日から平成27年10月31日までの間に、Dプランのm i n e o 契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
ア イ、ウ以外の場合で、当社が別に定める期間に、当社が別に定める方法で先行予約をして申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から9カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額
イ ウ以外の場合で、m i n e o 契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から9カ月間	
ウ 当社が別に定める期間に、当社が別に定める方法で先行予約があり、かつ、m i n e o 契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から12カ月間	

3 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年11月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成27年12月16日から実施します。
- 平成27年9月1日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年1月21日から実施します。
- 2 平成28年1月21日から平成28年3月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
アイ、ウ以外の場合で、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額
イウ以外の場合で、当社が別に定める条件を満たし、シングルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	
ウ mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から6カ月間	

- 3 この附則2が適用された契約者回線について、契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月から12カ月間月間通信量を2GB付与するものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
- 2 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。
- 2 平成28年6月1日から平成28年7月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
- 2 平成28年7月1日から平成28年7月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。
- 平成28年8月1日から平成28年8月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成28年8月24日から実施します。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。
- 平成28年9月1日から平成28年9月30日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

- 平成28年9月1日から平成28年10月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に	契約者回線の提供の開始のあつ	シングルタイプの月間通信量制

当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	た日の属する料金月の翌料金月の起算日から6カ月間	限コース基本データ容量1GBの月額料金額
---------------------------------	--------------------------	----------------------

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。
- 平成28年10月1日から平成28年10月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
- 平成28年11月1日から平成29年1月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。
- 本改正規定の実施日において、eoIDを保有するmineo契約者については、同日をもってeoID利用規約を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月20日から実施します。
- 2 平成29年1月20日から平成29年5月9日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

- 3 平成29年2月1日から平成29年5月9日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年5月10日から実施します。
- 2 平成29年5月10日から平成29年8月31日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただ

し、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
m i n e o 契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年5月26日から実施します。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。
- 平成29年6月1日から平成29年7月18日までの間に、m i n e o 契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
m i n e o 契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額

- 平成29年5月26日時点で基本データ容量変更申込のない月間通信量制限コース5GBのお客さまは平成29年6月1日に月間通信量制限コース6GBに移行させていただきます。また、平成29年5月26日から平成29年5月31日までに月間通信量制限コース5GB契約完了となった平成29年6月26日時点で基本データ容量変更申込のない月間通信量制限コース5GBのお客さまは平成29年7月1日に月間通信量制限コース6GBに移行いたします。月間通信量制限コース5GBのお申し込みで平成29年6月1日以降契約完了となった場合、月間通信量制限コース6GBでの契約となります。上記移行完了後、月間通信量制限コース5GBは提供終了といたします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

2 平成29年9月1日から平成29年11月9日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から12カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量3GBの月額料金額

3 平成29年9月1日から平成29年11月9日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量3GBの月額料金額

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

2 平成29年10月1日から平成29年12月28日までの間に、mineo法人契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo法人契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者（同時に1~9回線を申し込みの場合）	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から3カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額およびユニバーサルサービス料の月額料金額

3 平成29年10月1日から平成29年12月28日までの間に、mineo法人契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo法人契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者（同時に10回線以上を申し込みの場合）	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から6カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量1GBの月額料金額およびユニバーサルサービス料の月額料金額

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年11月10日から実施します。

2 平成29年11月10日から平成29年12月26日までの間に、mineo契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第1表第1（基本使用料）1-2（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金に変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
mineo契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、Aプランの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から24カ月間	625円（675円）